

グローバル化する食品安全性問題と WTO 体制

－問題構造の把握－

山 川 俊 和

はじめに

近年、「グローバル化する環境問題⁽¹⁾」に対する注目が集まっていることは周知の事実であろう。グローバル化、中でも WTO、FTA の動きとも相まって、「環境と貿易」の相互連関に関する研究が 90 年代から理論、実証、政策論それぞれで蓄積されつつある⁽²⁾。また、環境政策と経済政策との統合が環境経済学の研究課題として注目されている現在、貿易政策と環境政策の「政策統合」も当然議論する必要がある〔寺西・細田 2003、小島 2003〕。

とはいえ、「環境と貿易」研究の対象は多岐にわたり、本稿だけで全体像を抑えることは困難である⁽³⁾。そこで筆者は、貿易と食品安全性 (Food Safety : FS) の問題に関して論じることで、「環境と貿易」研究の全体像に迫ってゆく⁽⁴⁾。

FS 問題が時代の関心事項であることは、わざわざ筆者が指摘するまでもあるまい。牛海綿状脳症 (Bovine Spongiform Encephalopathy)、鳥インフルエンザ、といった食品に起因する奇病 (foodborne disease) や有害物質 (ex 発がん性のある残留農薬・食品添加物) 問題など、山積している。これら FS の問題はグローバル化と密接に結びついており、また、環境問題とも重要な関わりを有している⁽⁵⁾。

学術的な注目も集まっている。国際経済学の establishment である Bhagwati が、「現在 (国際貿易において) 最も議論されているイシューは、農産物貿易における安全性の問題に関連するものだ [Bhagwati 2004, 151]」と述べている。本研究の背中を押していると思われる。

本稿の目的は、「食品安全性」と「ハーモナイゼーション (Harmonization)」という研究対象の明確化、特にグローバル化の局面からみた両者の連関の基本的な構造を明らかにすることにある。そして、WTO 体制下で進行する

SPS (Sanitary and Phytosanitary) 措置のハーモナイゼーションを規定する SPS 協定を分析するための視座を提供することにある。

1. グローバル化する食品安全性問題

1.1 食品安全性概念を巡って

1.1.1 農産物貿易の展開

千葉 (2004) の推計によれば、2002 年段階で世界の主要農産物の輸出力は 2 億 6134 万 5 千トンであり、輸出総額は 4 兆 4208 億 3900 万ドルに上る。

当然わが国も様々な農林水産物を海外から輸入している。特に日本の場合は天然資源の埋蔵量が絶対的に少なく、かつ食糧自給率も極めて低い (2004 年現在、カロリーベースで約 40%)。そのため、加工食品を含め様々な農林水産物を輸入しなければ立ち行かない状態にある。グローバリゼーション下の食料貿易を担っているのが農林水産物・加工食品を扱う多国籍アグリビジネスである⁽⁶⁾。

多国籍アグリビジネスにより食品や農産物が越境移動し、食卓へ届けられるわけだが、アグリビジネスの観点からはコストの削減と品質保持が何よりも重要となる。そのため、生産段階では品種改良や農薬が用いられる。遺伝子組み換え作物 (GMO) は、種子レベルでバイオテクノロジーを用い、生命自体に人間の手がかえられているとあってよい。そして流通段階では食品添加物や防腐剤、代表例としては品質保持のため小麦や果実に散布されるポスト・ハーベスト農薬により、長距離の移動に耐えうるように処理されている⁽⁷⁾。

このような流通过程での薬品の添加は、生産段階で遺伝子組み換え、成長ホルモン剤といったテクノロジーを作物に使用することと合わせ、「畑の工業化」そして「農業の工業化」問題の延長にある。このことは、「エコロジカル・バランス」に影響を与えるとともに、消費段階での FS 問題に直結していることが多い⁽⁸⁾。この点は稿を改めて検討する必要がある。

1.1.2 食品安全性とは

FS は食中毒や腐敗といった身近なものから、BSE のような人類が初めて遭遇するような奇病、そして GMO や成長ホルモンのような、被害や閾値が未知であるものまでを含む、非常に幅のある概念である。

日本における FS の経済分析の第一人者である中嶋康博は、FS 概念を①危害要因と②危害属性とに分類している〔中嶋 2004a, 44〕。なお、中嶋の整理に一部加筆したものが表 1 である⁹⁾。

中嶋の整理によると、危害要因とは、「何が危害の発生要因か」であり、鮮度や食中毒といった伝統的な問題、食品添加物や放射線汚染という化学物質に関する問題、そして、GMO やクローン体など、未知の技術を食品に応用したときに生じる「不安」を含めたものを指す。なお、危害属性とは、危害自体の性質であり、閾値の存在、危害発生の早さを指す概念である¹⁰⁾。

表 1 食品安全性一覽

①危害要因の分類

①食品の変質（腐敗細菌、酵素の作用、油脂の変敗）：鮮度の問題
②食中毒（感染型細菌、毒素型細菌、及びその中間型、消化器感染症、人畜共通伝染病も含む）：寄生虫感染症、化学物質（重金属、農薬、添加物）中毒、自然毒
③放射線物質による障害
④食品添加物による発ガン性、変異原性、催奇形性、繁殖障害
⑤特定の人へのアレルギー物質
⑥栄養不良、高血圧、糖尿病等を引き起こす食品の摂取過剰
⑦（成長・環境）ホルモン、遺伝子組み替え、クローン体

②危害属性の分類

①危害因子の種類：生物的危害、化学的危害、物理的危害の区分（危害の進入経路に差異）
②危害要因の認知可能性（腐敗、変色を除いて、危害要因観察は基本的に困難）
③危害発生の速さと長さ（慢性か急性か） ¹¹⁾
④危害容容量の問題（閾値が存在するか否かの区分）

出所：中嶋（2004a）、44-45 頁を基に筆者作成。

輸入食品の安全性に関して消費者は不安を覚えるのは、国境を越えて移動する財はその生産過程や流通過程が見えにくいという「情報の非対称性」の問題が発生することが大きい。まとめると、輸入食品は情報の非対称性ゆえに食品に対する「不安」を覚え、安全性に関して過敏になるとともに、リスク要因となる品質保持のための作業が国産に比べて多くなるという特徴を有している。

1. 1. 3 貿易と食品安全性

次に貿易とFSの関係を考えるため、経済開発協力機構（以下、OECD）の定義を参考にする。OECDによるFSの定義は、「人体への細菌、毒素、病原体、化学残留物のリスクと動植物に影響を与えうる病気あるいは寄生虫のリスク〔OECD1999,12〕」となっている¹²⁾。この定義をベースに、各国は食品植物衛生検疫措置を採用している。続けて、近年FSが注目されている背景についてOECDは以下のように述べる。

「政府は公共の健康を保護するため、科学に基づいた規制とルール、そして手続きを採用する。さらに、食品安全に関わる措置を発動する目的は、食品市場が円滑に作用するために消費者の信用を創出・維持することにある。そのほかの規制は害虫、伝染病、汚染物質、同様に外来種による損失を避けるための動植物の保護を目的とする。経済発展により、衛生検疫措置はますますその複雑性を増しており、それにつれて、消費者と生産者は食品安全性と環境への配慮を求めるようになってきている。そして同時に、追加的な生産（管理）に関わる費用を払うようになってきている〔OECD2002,6〕」。

植物衛生検疫措置には、「動植物」という文言からも確認できるように、いわゆる人体への影響（人間への「安全」）を基礎としながら、生態系（生物多様性への影響を含む）に対する「安全」や遺伝子に関わる「安全」という意味が含まれている。植物衛生検疫措置が生態系への影響を考慮に入れていることは、WTO/SPS協定においても明文化されている（詳しくは後述）。ここから、環境問題、特に生態系への影響を中心とした「自然保護」問題と食品安全性の問題は連続している。ここに一つ、環境とFSとの連続性を見出すことができる。

国際貿易におけるFS、中でもSPS措置に関しては、輸入国サイドにおける人体、そして生態系への影響を緩和するための植物衛生検疫措置が、貿易をどれだけ制限しうるかが争われているとあってよいだろう¹³⁾。

2. 食品安全性とハーモナイゼーション

2. 1 ハーモナイゼーション

グローバル化がすすむ現在、国際的な基準のハーモナイゼーションがさまざま

まな場面で要請されている。グローバリゼーションとハーモナイゼーションの関係はかなり密接といってよい。環境の視点からみればハーモナイゼーションのあり方次第では、公害輸出が推進されうる。かつて NAFTA が締結された際も、環境基準のハーモナイゼーションが重要課題として議論されていた経緯もある。

ハーモナイゼーションは日本語では「調和」・「協調」・「一致」させるといった訳が当てられる。本稿で基準のハーモナイゼーションという場合、基準や規格など、ある程度数値化あるいは法律として明文化できる分野を国際的に「調和化」、「整合化」するという意味で用いる。Leebron は、ハーモナイゼーションを、国際協調のひとつの形態として生起され、その結果だけでなく、プロセスも含む概念であるとして位置づけている。そして、ハーモナイゼーションのタイプとして、ルール (Rules)、政策 (Policy)、〔政策〕目標 (Goals)、原理と制度 (Principles and Institutions) の 4 つに整理している [Leebron1997, 43]。また、推進主体によって性格が異なるので、その点を以下二つのタイプに整理した。

第 1 のタイプは、市場メカニズムを通じて自社製品・サービスの標準化を目指す基準〈「デファクト・スタンダード：de fact standard」〉である。関連して、ISO に代表される標準化機関によって策定される基準〈「デジュア・スタンダード：de jure standard」〉である。企業が積極的に規格を取得するインセンティブが働く類のものが多く、このような民間主導型の基準のハーモナイゼーションは、公共部門が持つほどの強制力を有しておらず、むしろ自発的に参加する場合が多い。

第 2 のタイプとしては、国家 (EU のような超国家機関も含む)、そして国家の代表によって構成される国際機関による規格・基準のハーモナイゼーションが挙げられる。このタイプは、何らかの権力によって基準は明示的に決められ、法的強制力を持ちうる。

久野 (1998) は、ハーモナイゼーションが促進される理由として、各国間で規格・基準が異なることは貿易上の「非関税障壁⁹⁸」となるため、基準・規格をハーモナイズすることは効率性の観点から望ましいという説明をしている⁹⁹。上記した二つのタイプは両方とも、費用節約のための企業行動、あるいは非関税障壁の撤廃という観点からハーモナイゼーションの合理性を説いている。つ

まり、広い意味での取引費用の節約と、それに伴う、市場の拡大（規模の経済）がハーモナイゼーションの経済学的基礎となる。

2.2 衛生検疫措置のハーモナイゼーション・システム

2.2.1 食品安全性と非関税障壁論

前節ではハーモナイゼーションを二つに分類したが、同じ FS に関わるハーモナイゼーションといっても、幾つか段階があり、Henson と Caswell はハーモナイゼーションを以下のように整理している。

「食品安全性規制やその他の SPS 措置の持つ貿易歪曲効果を克服するための試みの中で、諸国の政府は彼らの規制行動において協調的行動を試みてきた。彼らは規制を通じた国際協調を行っている。緩いものから厳密なものまで協調レベルの多様性があり、それらに関しては3段階に分けることが可能である。第1に、「同等」は国家間の食品安全性規制における違いを最小化しようとする行為を指す。例えば、「慣例」の自発的な国際取り決めである。第2に、「相互承認 (mutual recognition)」は「同等 (equivalent)」な国家の間での食品安全性規制における形態（あり方：forms）の差異を受容するという内容を含んでいる。第3に「(国際) 調和化 (harmonization)」は、国家間の食品安全に関する諸規制の基準化という内容を含んでいる。例えば、国際基準がそうである [Henson and Caswell1999]」。

Henson と Caswell は食品安全に関わる措置の国際協調において、最も高いレベルにあるのがハーモナイゼーションだとする。

貿易制度のハーモナイゼーションを推進する主体は様々あるが、国際機関としては WTO が最も影響力と強制力が強い⁹⁸。WTO の目的が自由貿易の拡大であることは周知の事実だが、「環境」、「労働」、「知的所有権」、そして「食品の安全性」などいわゆる「非貿易的関心事項」が WTO の重要課題として浮上している⁹⁹。

上では、貿易制度のハーモナイゼーションと非関税障壁の関係について触れた⁹⁸。その構図と同じく、WTO 主導の食品安全性基準のハーモナイゼーションは、食品にかかる各国間の規格・基準の差異は非関税障壁であり、国際的な調和を図ることで、その障壁を撤廃していくことが望ましい、という経済効率性の観点から要請されている⁹⁹。

2.2.2 SPS 協定によるハーモナイゼーション

現在、各国の FS に関わる措置は WTO 付属協定である SPS 協定の管理下にある。

SPS 協定は、ある種の非関税障壁となる食品の検疫基準・措置に関して、各国間での差異をなくし、単一の基準へとハーモナイズするよう WTO 加盟国に対して要請している。いわゆる SPS 措置のハーモナイゼーションである。

そして、SPS 協定が依拠する国際基準の策定は国連食糧農業機関（Food and Agriculture Organization of The United Nations：FAO）と世界保健機構（World Health organization：WHO）の共同設置機関であるコーデックス委員会（Codex Alimentarius Commission）が担っている。

以下、これらの連関についてみることで、問題の構造を把握しよう。WTO 協定の付属協定である SPS 協定とは、GATT・ウルグアイラウンド（1986～1994 年）にて締結された協定である。衛生と技術的障壁に関する問題は 1947 年に定められた一般的例外（b, d 項）において考慮されていた〔中嶋 2004b, 146〕が、独立の協定としては、GATT・東京ラウンド（1973～79 年）で設けられた TBT（Technical Barriers to Trade）協定の一部として存在していた⁹⁹。

東京ラウンド後、ウルグアイラウンドにおいて SPS 措置のルールを定める交渉が農業交渉の一分野として行われた。日本はウルグアイラウンドの SPS 協定を巡る交渉の中で、FS の特殊性に鑑み、例外措置の設置を強く主張した。しかし、輸出国サイドの一部との対立もあり、科学的（に正当な）証拠 “scientific evidence” が提出できる場合のみ、コーデックス基準を上回る SPS 措置を採用できることで決着した〔溝口・松尾 1994, 197〕。

結果としてウルグアイラウンド終了時には、TBT 協定は新たな TBT 協定と SPS 措置を専門とする SPS 協定に分割された¹⁰⁰。SPS 協定の目的は、SPS 措置が国際貿易に与える悪影響を最小限にすることにある¹⁰¹。

そして、先に触れた非関税障壁撤廃、国際貿易の一層の効率化という目的のため、SPS 協定には SPS 措置のハーモナイゼーションが規定されている。山下一仁は SPS 協定におけるハーモナイゼーションの規定を以下のように整理する。

「検疫措置に関する国際的な基準がある場合には加盟国の措置がそれに合致する時はガットおよび SPS 協定との適合性が推定され（第 3 条 2）、また、加

盟国は自国の措置をできるだけ広範囲に調和させるために国際的な基準に基づくようにし（第3条1）、科学的に正当な理由がある場合には国際的な基準より高いレベルの保護の水準をもたらす措置を導入・維持できる（第3条3）。その国際的な基準として、食品添加物、残留農薬等の食品衛生については、FAO/WHO 合同食品規格委員会（コーデックス委員会）が作成したものである。関連する科学的証拠が不十分な場合、関連する科学的証拠が不十分な場合、関連する国際機関からの入手可能な情報に基づき暫定的に検疫措置をとることができる（第5条7）〔山下 2004a, 218-219〕。

2.2.3 問題構造

なぜ SPS 協定に主導されるハーモナイゼーションが問題か。伊庭（1993）は、SPS 協定によるハーモナイゼーションの問題点を「消費者の権利の弱体化」という観点から2点指摘している。

- ① 基準決定の場が各国の立法府を飛び越えてコーデックス委員会という国際組織に委ねられてしまうことにより、各国の責任の所在が非常に曖昧になると共に、それぞれの国の食生活に根ざした消費者の懸念は排除される可能性があること。
- ② 科学の領域内では証明しきれない基準、規格があること。

葛谷（2000）も、コーデックス基準を中心とする国際基準がグローバル・スタンダード化することに関して、次のような問題点を指摘している。

- ① 国際基準を設けるにあたって、どうしても低位のレベルに合わせざるを得ないことによる安全性レベルの低下を招いていること。
 - ② 国際基準との調和、ハーモナイゼーションにより食品・農産物貿易の・流通は拡大する一方で、本来食品・農産物が持つ地域性が失われること。
- これらを踏まえ、以下〈基準と国家主権〉〈Downward Harmonization〉という二つの観点から問題の構造を見ていこう。

まず、前者について。SPS 協定は GATT の権利義務（内国民待遇）に加え、内外無差別の原則を守っている国に対しても食品等の輸入規制については“scientific evidence”を要求する。これは先に述べた SPS 措置の透明性・正当性という観点からである。加えて、多数決で決定される国際基準に従えば SPS 協定との整合性を推定し、従わない場合、その国は自国の正当性を示すため、scientific evidence を示すことが要求される。以上が SPS 協定によるハーモナイ

ゼーションと scientific evidence の関係である。

問題点として、輸入国が国際基準を超えた検疫措置を設定したことを受け、輸出国がパネルに申立てた時、scientific evidence を提出する举证責任は訴えられた国にあることが挙げられる。前項の引用文のとおり SPS 協定が国内措置と国際的な基準の間のハーモナイゼーションを志向する今、国際基準を策定している機関であるコーデックス委員会の重要性が増してきている⁸³。

コーデックス基準自体は任意基準であるが、WTO の紛争処理手続きで援用されれば、紛争処理手続きを経た決定は制裁措置や代償措置により強制力を有することとなる〔山下 2004a, 219〕。

つまり、コーデックス基準は WTO と結びつくことで、事実上拘束力を有するおそれがある。先で伊庭が「消費者の権利の弱体化」と指摘したのもこの部分が大きい。

なお、SPS 措置における予防原則が争点となったホルモン注射牛肉のケースに関して上級委員会は、SPS 措置には国家の自治権を一定程度認める報告をしているが、いまだ国際法上のコンセンサスは出来ていない⁸⁴。

経済学の立場からは、懸案事項となる SPS 措置に対して、費用・便益分析を行い、規制の妥当性を問うことも可能であろう。しかし、衛生的障壁に関する紛争の解決において経済的費用と便益を考慮するための現行の取り決めは不明確である⁸⁵。特に便益の概念を定義づけることは困難である⁸⁶。

続いて②の論点を述べる。そもそも、SPS 協定によるハーモナイゼーションとは、食文化・食習慣を含め価値観が異なる国家、あるいはリージョンを包み込む統一のルールを作成することで、貿易のより一層の効率化を果たすことを目的とする⁸⁷。ハーモナイゼーションに関して高い規制基準をもつ国は、低い基準の国に合わせることを余儀なくされるために、基準の引き下げを行わなければならない〔伊庭 1992, 103〕という Downward Harmonization の問題が指摘できる⁸⁸。同様に驚見一夫も、国際基準の名の下に、地方的な条件に合致した健康・安全基準の策定の機会が失われてしまうという多様性喪失の問題〔驚見 1996, 407〕を指摘する⁸⁹。

おわりに

現状に鑑みて、筆者は現在の SPS 協定の中での FS の位置づけは非常に「曖昧」になっているとみる。例えば、成長ホルモン剤のコーデックス基準は、賛成 33 カ国、反対 29 カ国、棄権 7 カ国という僅差の投票によって採択されている。賛成した国の多くは牛肉輸出国である〔山下/2004b, 4〕。また、そもそもコーデックス委員会が企業主導であるがゆえ、伊庭（1993）で指摘されているように、食品分野におけるハーモナイゼーションは経済性重視が先行し、企業の利益が垣間見える一方、消費者の健康が脅かされる可能性は高い、という問題もある。基準を半ば規範としてしまうような制度枠組みが SPS 協定によるハーモナイゼーションである。

消費者・消費者団体は高い FS を望み、輸出企業は様々な SPS 措置をできるだけ簡素化したいと考える。国家としても、自国が置かれている立場を考えて SPS 措置、あるいは FS 自体への政策を考える。それぞれのアクターの思惑が異なるがゆえ、FS とハーモナイゼーションの関係を巡ってコンフリクトが起こる。言い換えると、グローバリゼーション（自由貿易）の論理と FS の論理とのコンフリクトである。SPS 協定が求める“scientific evidence”という言葉とは裏腹に、何を認可して何を認可しないかは、極めて政治経済的な要素で決定されているといってよいのではないか。ここから、グローバル化する FS 問題に対する政治経済学のアプローチの必要性は明らかとなる。そして政策論的には、人体、そして生態系への安全を確保するために貿易、そして貿易政策はどうあるべきかという問いを建てる必要がある。両者の意味でハーモナイゼーションの検討には意味がある。

最後に FS に関して一つメモを記して本稿を閉じたい。かつて宮本憲一は「食品公害」と「公害」を環境の観点から原理的には区別した。その上で、企業の責任という部分では同様に扱うべきだと主張した〔宮本 1989, 119-120〕⁹⁰。

「…薬品・食品公害などは『公害』ということばを使っているが、環境汚染ではなく、食品流通という資本主義の営業それ自体の引き起こす災害である。本来商品とは社会的有用性をもつものであって、それが反対に害悪をあたえたというみでは、薬害や食品公害は商品流通の基本的な性格を侵すもので、明

確な犯罪であろう〔宮本、同上〕」。

OECD も指摘しているが、現在の企業は FS そして自社の信頼が失墜することを非常に恐れている。ISO や商品履歴情報の提供など、安全性を確保するための企業の試みも数多く報告されている。その意味で、かつてのカネミ油症事件のような痛ましい食品公害は発生しづらくなっているのかもしれない。しかし、本稿でも言及したように、流通の連鎖がグローバル化し、また新しいテクノロジーがますます食品に応用されつつある現在、目に見えづらい人体・生態系を含む環境への慢性的な影響が FS 問題では重要なように思われる。FS における「現代的な」国家と企業の責任の明確化も、今後の課題である。

【参考文献】

- 伊庭みか子（1993）「ハーモニゼーションを問う」『農業と経済』1993 年臨時号。
- 岩田信人（2004）『WTO と予防原則』農林統計協会。
- 植田和弘（1991）「持続的発展と国際環境政策 - 課題と展望」植田和弘・落合仁司・北島佳房・寺西俊一『環境経済学』有斐閣。
- 大塚茂・松原豊彦編（2004）『現代の食とアグリビジネス』有斐閣。
- 小島道一（2003）「環境保全を促進する貿易政策」寺西俊一編『新しい環境経済政策 - サステナブル・エコノミーへの道』東洋経済新報社。
- 小寺彰編（2002）『転換期の WTO』東洋経済新報社。
- 鷺見一夫（1996）『世界貿易機関（WTO）を斬る - 誰のための「自由貿易」か』明窓出版。
- 千葉典（2004）「グローバリゼーション下の世界農産物貿易 - 1990 年代を中心に」第 63 回日本国際経済学会個別報告，慶應義塾大学。
- 鳶谷栄一（2000）「食品・農産物の表示・認証，安全性確保施策にかかる動向と課題 - WTO 再交渉のもう一つの争点」『農林金融』2000 年 3 月号。
- 都留重人編（2002）『岩波小辞典 経済学』岩波書店。
- 寺西俊一（1999）「『公害輸出』の政治経済学」慶応大学経済学部環境プロジェクト編『ゼミナール地球環境論』慶応大学出版会。
- 寺西俊一・細田衛士（2003）「これからの環境保全に求められるもの」寺西・

- 細田編『環境保全と政策統合』岩波書店。
- 中嶋康博 (2004a)『食品安全問題の経済分析』日本経済評論社。
- 中嶋康博 (2004b)『食の安全と安心の経済学』コープ出版。
- 中野一新編著 (1998)『アグリビジネス論』有斐閣。
- 日本子孫基金 (2002)『食べるな、危険!』講談社。
- 久野新 (1998)「国際標準の経済分析 - 望ましい国際標準とは何か」UFJ 総研。
<http://www.ufji.co.jp/publication/report/index.html>
- 溝口道郎・松尾正洋 (1994)『ウルグアイラウンド』NHK ブックス。
- 宮本憲一 (1989)『環境経済学』岩波書店。
- 山口光恒 (2000)『地球環境問題と企業』岩波書店。
- 山下一仁 (2004a)『国民と消費者重視の農政改革』東洋経済新報社。
- 山下一仁 (2004b)「食品の安全性と貿易について考える」RIETI Discussion Paper Series p006。 http://www.rieti.go.jp/jp/publications/act_dp.html
- FAO/WHO 編 (2002)『コーデックス・アリメンタリウス FAO・WHO 国際食品規格 - 策定の基本と活用』国際食糧農業協会。
- UFJ 総研新戦略通商ユニット編 (2004)『WTO 入門』日本評論社。
- 拙稿 (2005)「食品安全性問題とハーモナイゼーションに関する国際政治経済学的考察-1970年代防カビ剤認可問題を中心に」一橋大学経済学修士号取得論文。
- Bhagwati, J.(2004) *In Defense of Globalization*, New York: Oxford University Press
- Bhagwati, J. and Shrivasan, M. (1997) “Trade and the Environment: Does Environmental Diversity Detract from the Case for free trade”, in Bhagwati and Hudec. (eds) *FAIR TRADE AND HARMONIZATION*, Washington, DC: The MIT Press.
- Copeland, B. and Taylor, S.(2003) *Trade and Environment:Theory and Evidence*, Princeton: Princeton University Press.
- Daly,H.(2000) “Globalization and It's Discontents”, in Hass, P. (ed). (2004) *Environment in the New Global Economy 2*, Cheltenham: Edward Elger.
- Daly, H. and Farley, J. (2004) *Ecological Economics:Principles and Applications*, Washington, DC: Island Press.
- Esty, D. (2001) “Bridging the Trade:Environment Divide”, *Journal of Economic*

Perspectives, Vol.15, pp.113-130.

- Henson, S. and Caswell, J. (1999) "Food safety regulation an overview of contemporary issues", *Food Policy*, Vol.24, pp.589-603.
- Josling, T. Roberts, D. Orden, D. (2004) *Food Regulation and Trade: Toward a Safe and Open Global System*, Washington, DC: Institute for International Economics.
- Leebron, D.W. (1997) "Lying Down with Procrustes: An Analysis of Harmonization Claims", in Bhagwati and Hudec. (eds).
- OECD, (1999) *Food Safety and Quality: Trade Considerations*, Paris: OECD.
- OECD, (2002) *Sanitary and Phytosanitary Measures and Agricultural Trade*, Paris: OECD.
- OECD, (2003a) *The Impact of Regulations on Agro-food Trade*, Paris: OECD.
- OECD, (2003b) *OECD Papers Special Issue on Food Safety*, Paris: OECD.

-
- (1) 植田 (1991) の整理を基にすると、地球環境問題は①「越境形環境汚染」、②「直接投資・ODA 起因型」、③「貿易起因型」、④「貧困と環境の悪循環」、⑤「グローバル・コモンズ汚染型」の 5 つに分類できる。筆者は被害の現象面を指す「地球環境問題」と発生原因・メカニズムを指す「国際化（グローバル化）する環境問題」は厳密には分けるべきだと考えている。
- (2) 例えば国際貿易理論からの接近としては Copeland and Taylor (2003)。「環境と貿易」研究の全体像を把握するには Esty (2001) が便利である。
- (3) 山口 (2000) は、貿易と環境を巡る議論は以下の 4 点に整理できるとする。1. 自由貿易と環境保護はトレードオフの関係にあるのか、両立可能か。2. 環境保護を目的とした政府による貿易措置の合法性の問題（GATT20 条問題）3. 環境保護目的の課税・規制と内国民待遇問題（GATT3 条問題）4. 環境規制・基準の貿易への影響（TBT：貿易の技術的障害に関する協定問題）を巡る問題。これらに加え、新たな論点として、SPS 協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）、つまり FS 問題を指摘している。
- (4) グローバリゼーション下の FS 問題に関する海外の研究として例えば、OECD (1999, 2003a, 2003b), Josling, et al (2004) などがある。
- (5) 本稿では紙幅の関係から FS 問題と環境問題の連関を正面から取り上げないが、筆者は今後何らかの形で発表していく所存である。
- (6) 多国籍アグリビジネスの実態と問題点の把握には中野編 (1998)、松原・大塚編 (2004) が参考になる。
- (7) 消費者団体の日本子孫基金はカリフォルニアを代表とする南部アメリカから輸出されるかんきつ類に大量の防カビ剤が散布されているという報告をしている〔日本子孫基金 2002, 90-116 頁〕。防カビ剤問題に関しては拙稿 (2005)、第 3 章を参照。
- (8) エコロジカル・エコノミクスに関して詳しくは、Daly and Farley (2004)。
- (9) 中嶋は「食品安全度＝危険度を裏返したもの」というリスクという考え方を前提としている。
- (10) 危害属性の分類は、リスクアセスメントの文脈で重要となる。この点に関して本稿ではこれ以上

言及しないが、詳しくは、OECD(2003a).pp.54-56を参照されたい。

- (11) 慢性といっても数十年程度のものから怪奇形性のように次世代に及ぶものまで「幅」があることには注意を要する。
- (12) 食品には“quality”という概念があるが、これは消費者の効用関数に含まれる全ての性質をカバーする概念で、ブランドや倫理的な要素を含み、より範囲が広がっている。
- (13) 具体的には、GMOが人体だけでなく、生態系に及ぼす影響を懸念されたことや、2002年、WTOパネルにて日米間で争われたリング火傷病のような伝染病問題が挙げられる。
- (14) 非関税障壁とは、伝統的な貿易政策の手段である関税以外の、貿易制限的な政策手段や制度を指す。都留編(2002)では、「輸入制限をはじめとして輸入ライセンス制度、輸入課徴金など、数量または価格・コスト面から輸入制限を意図するものばかりでなく、関税評価制度、工業品規格、衛生・安全基準、包装・表示規制などのように、本来、輸入制限を意図したものではないが、副次的結果として輸入抑制効果をもつ可能性のものも含まれる」と説明している。
- (15) 標準化のメリットとして久野はSkylesを引用し、「互換性の確保」によるネットワーク外部性と「消費者保護」の二点を指摘している。なお、ネットワーク外部性とは、他の市場参加者の行動が自分の効用にも影響するという意味である。「理論的」には市場参加者が多いほど外部性は増すと考えられる。
- (16) WTO全般に関しては、UFJ総研通商ユニット編(2004)が詳しい。
- (17) 「非貿易的関心事項」に関しては、小寺編(2002)。だが、貿易とFSの関係に関する議論は展開されていない。
- (18) Henson and Caswell(1999)。なお、同論文によればアメリカの農産物輸出における技術障壁の影響の総額は49.07億ドル(1996年)であり、そのうち90%はSPS措置に起因する。そして、FSに関係する影響は22.28億ドルに上ると推定している。
- (19) 必ずしも非関税障壁撤廃の観点からではないハーモナイゼーションもある。例えばFair trade商品の認証制度のようなラベルの国際的に調和化がそうである。
- (20) 東京ラウンド当時のTBT協定は、GATT締約国の中でも先進国を中心とした一部の国々が受け入れた協定であると共に、食品にかかる衛生基準や規格のハーモナイゼーションを定めたのみで、SPS措置に関する具体的なルールは盛り込まれなかった[岩田2004, 58]。
- (21) ウルグアイランド交渉の内実に関しては、溝口・松尾(1994)、194-197頁に詳しい。
- (22) 「悪影響」には、「環境と貿易」の文脈でもよく登場する「国際貿易における偽装された保護」を排除し、透明性を保つという意味も含まれていると考えられる。
- (23) コーデックス委員会の基本的な業務は以下のとおりである。
 コーデックス委員会規約第1条
 - (a) 消費者の健康を保護し、食品貿易における公正な行為を確保する。
 - (b) 国際政府機関及び非政府組織が行うすべての食品規格に関する仕事の調整を促進する。
 - (c) 適当な機関の支援によって、規格案の優先順位を決め、その作成を開始、指導する。
 - (d) 上記(c)項によって作成された規格を最終決定し、それが各国政府によって受諾された後は、実行可能な場合は常に上記(b)項により他の機関によってすでに最終決定された国際機関と併記して、それをコーデックスに地域基準もしくは世界基準として出版する。
 - (e) 進歩に照らして、適切な調査の後既刊の規格を改正する。[FAO/WHO編2002, 10]
- (24) WTOの制度と予防原則(precautionary principle)の関係は岩田、前掲書が詳しい。また、コーデックス基準の強制力に関してはアメリカ・EU間のホルモン注射牛肉の件が参考になる。詳しくは山下(2004b)。
- (25) 規制を廃止することの厚生コストが規制を存続させることの厚生コストを上回る場合にはその措置を擁護できるという主張は、TBT協定の下では認められるが、SPS協定の下では、ほとんど(た

とえできるとしても)認められない。この点には、人間の生命に対する貨幣評価が難しいことが理由として挙げられる。OECD(2002)を参照。

- ②6 例えば OECD は、FS にかかるリスクを削減する(便益)と貿易へのインパクト(費用)を費用便益分析することは規制の妥当性を問うこととなり、結果として貿易に歪みを与えている SPS 規制を取り除くことができるという可能性を示唆している [OECD2003b, 15-18]。
- ②7 Bhagwati and Shrivasan(1997)は、基準の差異自体が貿易利益の源泉であるとして、ハーモナイゼーションに批判的である。また、気候、地理、汚染段階などその他自然要因のために環境規制がことなるならばその差は適切であり、様々な環境基準に基づく不正貿易や不正競争だということは間違いだと指摘する。また、各国の独自の基準を課す権利も主張する。
- ②8 Downward Harmonization に関連する概念として、Race to the Bottoms (RTTB)がある。RTTB とは、国際的な競争が存在すると、それぞれの国が企業を誘致するため、環境基準を引き下げる(低位への競争)ことを指す。RTTB に関してはとりあえず Daly(2000)を参照されたい。
- ②9 ハーモナイゼーションに関する批判としては、寺西(1999)、258 頁も参照。
- ③0 「薬害・食品公害は私企業の利潤追求による安全の軽視とそれをみとめた政府の規制の欠如によっておこるという点では、公害と共通している。しかし、公害は正常な商品生産・流通・消費の過程でおこるのであって、薬害・食品公害のように商品そのものが有害なのではない。また水俣病などは食品を通ずる中毒であるが、森永砒素ミルクとはちがひ、環境汚染を媒介にしているという点では異なる。食品公害や薬害は、その意味では環境問題とはいえない。」